

優良品目・品種への転換、省力樹形の導入、園地整備など
産地計画を実現するために、**果樹経営支援対策事業・**
果樹先導的取組支援事業 を活用しましょう

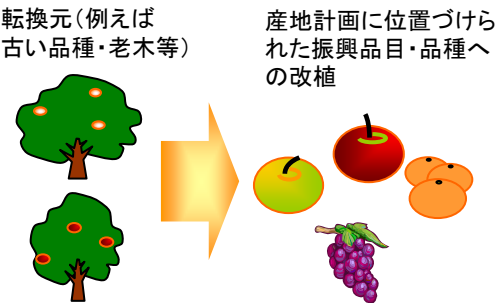
小規模園地整備、用水・かん水設備の整備、モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備、高温対策資機材の導入等は、原則、果樹先導的取組支援事業での申請となります

産地計画とは、産地自らが作成した果樹の生産振興等に関する計画です

◆ 優良品目・品種への改植・新植

果樹経営支援対策事業の 改植・新植支援単価（一部）		金額（括弧書きは 新植支援単価）
慣行 樹形等	うんしゅうみかん等のかんきつ類への改植・新植	23(21)万円 /10アール
	かんきつ類以外の 主要果樹 （※1）への改植・新植	17(15)万円 /10アール
	りんごのわい化栽培、ぶどう（加工用）の垣根栽培への改植・新植	33(32)万円 /10アール
省力 樹形 （※2）	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への改植・新植	73(71)万円 /10アール
	根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への改植・新植	111(108)万円 /10アール
	根域制限栽培（ぶどう・なし・もも等）への改植・新植	100(99)万円 /10アール
	ジョイント栽培（なし・もも・すもも、かき等）への改植・新植	33(32)万円 /10アール
	V字ジョイント栽培（なし・りんご・もも・おうとう・かき等）への改植・新植	73(71)万円 /10アール

果樹先導的取組支援事業の 改植・新植の補助率	1/2以内
---------------------------	-------



※1 主要果樹とは、みかん等のかんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

※2 省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき新技術として定められ、かつ、未収益期間の短縮が期待できるものであり、慣行栽培と比較して、労働時間の縮減又は単収の増加を試験結果等で確認できるもの（例：りんごの超高密植栽培、なしの根域制限栽培等）

◆ 小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備）、用水・かん水設備の整備等
◆ モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備、高温対策資機材の導入

補助率：1/2以内

事業を行うための主な要件	
1	支援対象とする園地は、地域計画の区域内で目標地図に位置付けられている者（又は位置付けられることが確実と見込まれる者）が将来にわたって営農を行うことが確実な園地、農業振興地域内の農用地区域（青地）
2	支援対象者は、産地計画において担い手と定められた生産者、地域計画のうち目標地図に位置づけられた担い手等
3	一箇所あたりの面積は、次の面積以上であること (1) 改植、新植、高接、土壌土層改良、放任園地発生防止対策 地続きでおおむね2アール以上 (2) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備、モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備、高温対策資機材の導入等 地続きでおおむね10アール以上
4	3(2)の場合、原則として果樹共済又は収入保険に加入していること

改植、新植の場合
未収益期間の栽培管理経費の支援を受けられます！
<果樹未収益期間支援事業>
補助率：定額 5.5万円/10アール×改植・新植の翌年から4年分（最大） = **22万円/10アール**
担い手（農家）ごとに、おおむね2アール以上を改植・新植した場合に対象になります。

主なメニューの紹介

優良品目・品種への転換、省力樹形の導入など

○ 改植 補助率：定額又は1/2以内

- ① 例えば古い品種・老木等を伐採・抜根し(又は枯死させ)、その跡地に産地計画に位置づけられた振興品目・品種へ改植することができます
- ② 伐採・抜根した園地と異なる、条件の良い他の園地への植栽も改植とみなします(移動改植)

Aさんが所有する北斜面等の
条件の悪い園地
7アール
(伐採・抜根)



Aさんが所有する
条件の良い農地
7アール
(左と異なる振興
品目・品種を植栽)

Aさんが行う伐採・抜根・
植栽については、
定額又は1/2以内の補助
(未収益期間支援も対象)

○ 新植 補助率：定額又は1/2以内

例えば平坦で作業性の良い水田等、果樹の植栽が行われていない
土地で植栽することができます

省力樹形の例
超高密植(トールスピンドル)栽培
(りんご)



収量慣行比1.7倍以上

○ 省力樹形への改植・新植 補助率：定額又は1/2以内

労働生産性の向上が見込まれる省力樹形への改植・新
植ができます

○ 高接 補助率：1/2以内

現に植栽されている樹に優良品種の穂木を接ぐことができます
(※未収益期間支援事業の対象外です)

○ 放任園地発生防止対策 (果樹経営支援対策事業のみ・農業振興地域内の農用地区域内の要件なし)

補助率：定額(主要果樹のうちみかん等のかんきつ類 10万円/10a、その他の主要果樹 8万円/10a)
又は1/2以内(その他の果樹)

作業条件の悪い園地や病虫害の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での
合意形成に基づき行う伐採や植林等ができます(産地計画で対象園地の要件設定が必要です)

用水・かん水設備の整備

補助率：1/2以内

○ 果実の品質向上等を目的として、 用水・かん水設備を整備できます。

※園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備、モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備、高温対策の支援を受ける場合は、果樹共済又は収入保険への加入が必要です

※簡易なボーリング
受益者が5戸未満の場合に限る
面積は50アール以上

※3者以上の見積が必要です

小規模園地整備

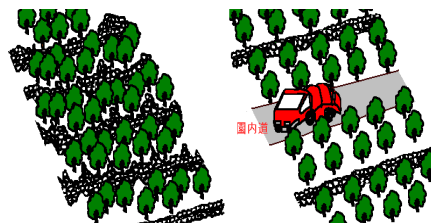
補助率：1/2以内

○ 園内道の整備

○ 傾斜の緩和

○ 土壌土層改良

○ 排水路の整備



※傾斜の緩和・土壌土層改良の場合は、建設用重機を用いた土木工事であること

※園内道の整備、傾斜の緩和・土壌土層改良を行い、かつ一定規模の盛土・切土等を行う場合は、『盛土規制法』への対応状況の確認が必要です

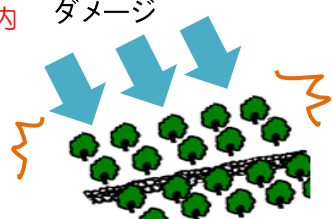
そ の 他

- 防風ネットの設置
- 防霜ファンの設置
- モノレールの設置

新設の他、既設のモノレールを再整備することによって機能向上が認められるものも対象とします。

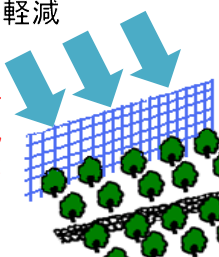
補助率：1/2以内

強風による
ダメージ



ダメージを軽減

防風ネット



- 高温対策資機材の導入 補助率：1/2以内

細霧冷房、遮光資材及び土壌被覆資材の導入（果樹先導的取組支援事業のみ）

遮光ネット、遮光性・遮熱性を備えたマルチシート（点滴かん水設備が必要）、果実や樹体の冷却を目的にする細霧冷房装置が対象となります。循環扇や送風装置（送風ファン）は補助対象外です。

改植・新植の支援単価一覧

支援対象となる栽培方法・品目			支援単価(万円/10a)		支援対象となる 植栽密度の下限 (本/10a)
			改 植	新 植	
慣 行 樹 形 等	うんしゅうみかん等のかんきつ類		23	21	50
	かんきつ類 以外の 主要果樹	りんご	17	15	18
		ぶどう	17	15	12
		日本なし	17	15	40
		もも	17	15	18
		かき	17	15	30
		おうとう	17	15	15
		びわ	17	15	28
		くり	17	15	21
		うめ	17	15	12
		すもも	17	15	13
		キウイフルーツ	17	15	9
		いちじく	17	15	10
	りんごのわい化栽培		33	32	62
	ぶどう(加工用)の垣根栽培		33	32	125
省 力 樹 形	超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)		73	71	概ね 250
	高密植低樹高(新わい化)栽培(りんご)		53	52	" 165
	根域制限栽培(うんしゅうみかん等のかんきつ類)		111	108	" 170
	根域制限栽培(ぶどう、なし、もも)		100	99	" 170
	ジョイント栽培(なし、もも、すもも)		33	32	" 169
	ジョイント栽培(かき)		33	32	" 190
	V字ジョイント栽培(なし、もも、おうとう)		73	71	" 125
	V字ジョイント栽培(かき)		73	71	" 190
	V字ジョイント栽培(りんご)		73	71	" 166

注：上記の他、うんしゅうみかん（青島温州）、うんしゅうみかん以外のかんきつ（不知火・いよかん・レモン・はっさく・ゆず・ぼんかん・ぶんたん・たんかん）、朝日ロンバス方式（りんご）に植栽密度の下限が設定されています。

自然災害時の改植について（特例）

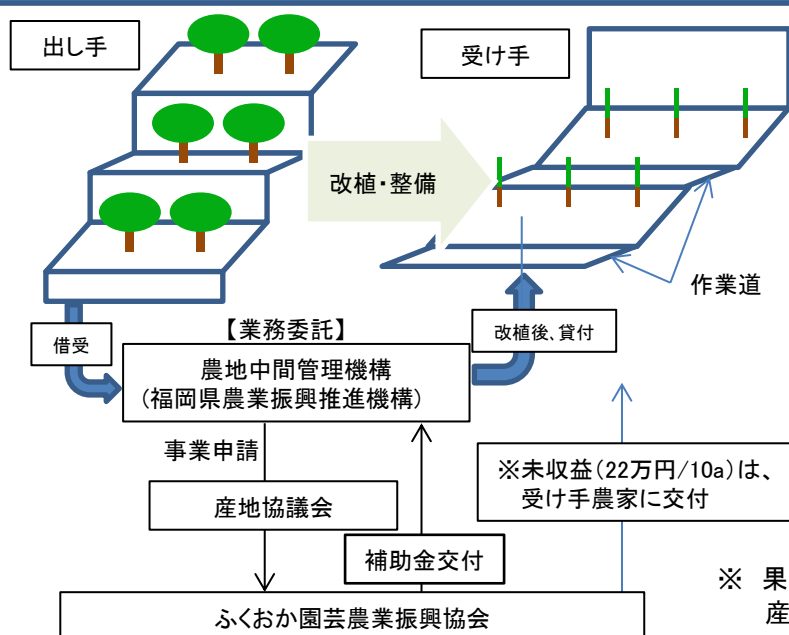
（果樹経営支援対策事業のみ）

自然災害又は難防除病害虫・生理障害による被害を受けた場合について、産地計画に位置付けられた振興品種であれば同一品種への植栽でも改植とみなすとともに、被災した樹体を含む改植面積の合計が担い手（農家）単位でおおむね2アール以上あれば支援対象とします。被災した樹体毎（1本単位）の改植ができます。

農業振興地域内の農用地区域（青地）の要件はありません。

※災害復旧対策等によって伐採・抜根・整地の工事を行った園地における植栽には、新植の補助率（定額又は1/2以内）が適用されます。

農地中間管理機構との連携による樹園地の改植のイメージ



産地協議会と農地中間管理機構の連携を強化し、農地中間管理機構を活用した改植や園地整備を推進します

○ 農地中間管理機構が、園地を整備し果樹を植え付けて、担い手の方へ園地の貸出を行います

○ 農地中間管理機構等を通じた改植・新植において、追加的な土壌土層改良経費を要する場合には、改植・新植支援単価に2万円/10アールを加算します

○ 園地を借りたい場合は、農地中間管理機構が行う「借受公募」にお申し込みください

※ 果樹未収益期間支援事業の事業申請は、産地協議会を経由して生産出荷団体が行います。

次の点にご注意ください

- 計画前に伐採・抜根している、苗を購入している等、事前着工とみなされるものは事業対象外です
- 全国の申請額が国の予算額を上回る場合は、産地計画ポイントにより配分され、交付額が計画申請額を下回る場合があります
- 事業実施後4年間に1回・8年後に1回事後確認を行い、「事後確認報告書」の提出が必要です
※獣害、冷害等で苗木が枯死した場合は、自費による補植をお願いします
- 事業に要した見積書・請求書・領収書の保管をお願いします
定額、定率の事業に係わらず保管しておいてください
- 同じ園地において、同じメニューを申請することは原則できません。
(災害等による事業終了の手続きを行った場合や8後確認が終了した園地は除きます)

お問い合わせ先

もっと詳しく知りたい方、事業の実施について具体的に検討されたい方は、
近くのJA・産地協議会・当協会へご相談ください。

